

2021年5月28日

関係各位

参議院議員 横沢高德
参議院議員 木村英子
参議院議員 船後靖彦

障害者差別解消法改正案成立に当たって

日頃より、大変お世話になっております。

さて本日、参議院本会議におきまして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立いたしました。2016年の法の施行以来、多くの障害者が待ち望んでいた民間事業者における財やサービスの提供における合理的配慮の提供を義務化するなどの改正を含むものです。

しかし、まだまだ障害者が当たり前に生きていける社会を実現するには、課題が山積しておりますので、私たちは障害当事者議員として、邁進してまいりたいと思っております。

また、この機会に、この間の参議院におけるバリアフリー化整備のご努力に感謝申し上げます。

2019年の参議院議員選挙後、本会議場、分館におけるスロープ・エレベーター設置・改修、正玄関への昇降機の設置、バリアフリートイレの新設・改修等のハード面の整備を計画的に進めてきていただき、本年3月までに計画された工事が完了いたしました。

設備・ハード面だけでなく、委員会・本会議での介助者の同席、採決方法や委員会における質問方法への合理的配慮の提供、施政方針演説や代表質問のインターネット中継時に手話通訳をつけるなど、参議院のバリアフリー化は着々と進んでおります。こうした合理的配慮と環境整備によって、私たちは議員活動を営むことができっております。

国会議員の皆様、参議院の皆様、そして何より、国民の皆様のご理解があり、実現することができました。ご尽力いただいた皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

こうしたバリアフリー化は、車椅子を使用している目下の私たち3人だけでなく、他の障害、けがをされた方、持病のある方々にとっても有益であると考えております。また、今後新たに障害、難病のある議員が誕生したときの合理的配慮の対応等にも、これまでの経験が活かされることと存じます。

今後もすべての人に開かれた国会に向け、また障害の有無を問わず、だれもが活動できる社会の創成に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上